

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊(ネットワーク) 【現改比較表】 2023年3月20日現在	
～2023年4月19日	2023年4月20日～

クラウドマネジメントプラットフォーム規約	クラウドマネジメントプラットフォーム規約
<p>第1条～第17条 (略)</p> <p>(料金)</p> <p>第18条 当社が提供するCMPの料金は、<u>料金表に定めるところによります。</u>なお、物価の上昇、経済事情の変動、為替の変動、現地税制の改正等により<u>契約金額</u>が不相当となった場合、当社は、原則として<u>契約金額</u>の変更を実施できるものとします。<u>但し、為替の変動による契約金額の変更は、直近の暦月3か月間の平均TTMレート(株式会社三菱東京UFJ銀行のホームページに記載されるもの)が、本契約締結時のTTMレート(同上)と比較して7%以上変動した場合に限定されるものとします。</u>また、既存の本サービスの料金等を値上げする場合は、30日前までに契約者に通知するものとします。</p> <p>2 前項に係らず、契約者がCMPを利用するにあたり他社サービスのAPIの利用にかかる料金その他、他社サービスの利用に係る料金が発生した場合は、契約者の負担とし、当社は負担しないものとします。</p> <p>第19条～第31条 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別記1 (略)</p>	<p>第1条～第17条 (略)</p> <p>(料金)</p> <p>第18条 当社が提供するCMPの料金は、料金表に定めるところによります。なお、物価の上昇、経済事情の変動、為替の変動、現地税制の改正等により<u>本サービスの料金等</u>が不相当となった場合、当社は、原則として<u>その料金等</u>の変更を実施できるものとします。また、既存の本サービスの料金等を値上げする場合は、30日前までに契約者に通知するものとします。</p> <p>2 (略)</p> <p>第19条～第31条 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別記1 (略)</p> <p><u>附則(令和5年3月15日 CNS2サ第01033004号)</u> <u>(実施期日)</u> <u>この改正規定は、令和5年4月20日から実施します。</u></p>